

非居住者が受領する厚生年金基金の 解散一時金の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

国際的に事業を展開している内国法人甲社では、厚生年金基金を諸般の事情から解散することにした。厚生年金基金の解散に当たっては、会社員の持分に対応する部分を厚生年金基金連合会に無税で移行できるとされているが、基金の解散一時金を受領することも可能とされている。税務署に照会したところ、当該基金の解散一時金については、一時所得として課税されると回答を受けたものの、非居住者の取扱いについても同じなのか。現在のところ、香港法人に出向している乙、米国人法人に出向している丙が一時金での受領を希望している。

〔ポイント〕

企業が運営している厚生年金基金の財政の悪化が報道されており、基金の解散が相次いでいるようであるが、その場合、社員の権利について厚生年金基金連合会へ移行させるか、今までの分を一時金で受け取るかは個人の任意とされているようである。本件では、個人が厚生年金基金の解散に伴う一時金を受領する場合の課税関係について、次の項目に分けて検討する。

- 1 居住者が受領する場合の厚生年金基金の解散一時金の課税関係
- 2 非居住者が受領する場合の国内法の課税関係
- 3 租税条約の適用関係

〔検討〕

1 居住者が受領する場合の厚生年金基金の解散一時金の課税関係

居住者が退職に基因して厚生年金基金法の規定に基づいて受領する一時金は、「退職手当等とみなす」と規定している（所法31二）が、本件のように厚生年金基金の解散という退職以外の事由による場合は、一時的、偶発的な所得であり、一時所得として課税されるものと考えられている。

2 非居住者が受領する場合の国内法の課税関係

国内に支店等の恒久的施設を保有しない非居住者については、国内における人的役務の提供事業の対価による所得、国内の不動産の貸付けによる所得及び国内での運用・保有所得、国内にある不動産の譲渡により生ずるものその他政令で定めるものとされている（所法164①四）。

上記の法律を受けて所得税法施行令291条では、株の買集めによる所得や事業譲渡等に類似する株式の譲渡等が課税対象とされているが、そこでは、所得税法施行令281条（国内に源泉がある所得）に規定する所得も課税対象とされている。

同条5号では、「前3号に掲げるもののほか、国内においてした行為に伴い取得する一時所

得」と規定されている。前3号の中に、一時所得とされる国内にある資産の法人からの贈与により取得したのもも課税資産の中に含めていることから解釈すると、これらの規定では、一時所得のうち個別具体的なものを最初に掲げて、それ以外の一時所得を5号で規定しているものと考えられる。

以上のとおり、国内法では、非居住者が受領する厚生年金基金の解散に伴う一時金を確定申告しなければならないこととなろう。

なお、確定申告における所得区分においては、居住者の課税所得の計算に準じて確定申告することとされているため、居住者と同じ一時所得として申告すべきものとする。

3 租税条約の適用関係

(1) 香港居住者乙の課税関係

わが国と香港とは租税条約の適用がないため、国内法どおり適用されることとなる。

(2) 米国居住者丙の課税関係

新日米租税条約が平成16年3月に発効して、源泉徴収の対象となる事項以外については、平成16年1月1日以降適用されることとなっている。したがって、本件の厚生年金基金の解散に伴う一時金の所得区分といつ受け取れるかに分けて考えなければならない。

イ 所得区分

厚生年金基金の解散に伴って受領する一時金については、どの所得として考えるかである。租税条約の適用に当たっては、事業所得については事業所得条項を、利子・配当・使用料の投資所得については投資所得条項に照らして検討することとなるが、上記一時金については、特に規定していないものと考えられている。一般的に、租税条約の各条項で規定していない所得を「その他所得」と呼んでいる。

OECDモデル租税条約21条（その他所得）では、その他所得については居住地国でのみの

課税を規定している。

ロ 平成16年1月1日前

旧日米租税条約では、その他所得条項の規定がないため、それぞれの国内法どおり規定されていた。したがって、平成16年1月1日前に当該一時金を受領した場合は、国内法どおり一時所得として確定申告しなければならないことになる。

ハ 平成16年1月1日以後

新日米租税条約21条では、OECDモデル租税条約のその他所得条項を範としたその他所得条項を規定している。したがって、各条で規定していない所得については居住地国のみでの課税となり、わが国では免税とされることとなる。

なお、申告対象の所得で租税条約で免税とされる所得については、確定申告期限までに租税条約に関する届出書のうち、様式15（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）を提出することとされていることに留意しなければならない。

4 まとめ

非居住者が受領する厚生年金基金の解散に伴う一時金について、国内法では確定申告の対象所得として課税されることとなるが、OECDモデル租税条約に規定するその他所得条項を有する租税条約を締結している国の居住者については、居住地国のみで課税されることになる。その際、特典条項を有する日米租税条約が適用される場合、様式15を提出しなければならないことに留意する必要がある。